

令和3年度県産木材利用拡大キャンペーン事業 助成要領

第1 目的

この要領は、兵庫県森林組合連合会（ひょうご森づくりサポートセンター）（以下、「サポートセンター」という。）が、県産木材利用拡大キャンペーン事業として、県産木材を活用した住宅の建築費の助成を行うのに必要な事項を定める。

第2 事業趣旨及び事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により住宅着工戸数の減少が見込まれることから、県産木材を活用した住宅の建築・リフォーム工事費を支援することにより、住宅における県産木材の需要喚起を図る。

第3 助成対象者

兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他の法令を遵守している建設業者

第4 助成要件

助成対象となる住宅は、以下のすべてを満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年2月18日までに施主と工事契約する住宅であること。
- (2) 兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他の法令を遵守している建設業者が県内に建築する新設木造住宅あるいは、住宅リフォームであること。
- (3) 木材使用量のうち県産木材を30%以上使用する新築木造住宅あるいは、内装に県産木材を30㎡以上使用する住宅リフォームであること。
- (4) 次に掲げる設備用件を満たしている住宅であること。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも、使用できるものを含む。以下同じ）の炊事用流し
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の入り口

第5 助成金額及び助成件数

(1) 助成金額

ア 新設木造住宅	県産木材使用率 30%以上 50%未満	20万円
	県産木材利用率 50%以上 80%未満	30万円
	県産木材利用率 80%以上	50万円

- イ 住宅リフォーム 県産木材を 30 m²以上使用 10 万円
(2) 助成件数 予算の範囲内

第 6 助成金の申請

助成金請求者は、第 4 により助成対象となる住宅について、すみやかに、サポートセンターへ助成金申請書（様式第 1 号）を提出する。

第 7 助成金の決定

サポートセンターは、提出された助成金申請書について、助成を行うことが適当と認める場合は、助成金決定通知書（様式第 2 号）により申請者あてに通知する。ただし、助成金決定後において、助成要件に合致しないと認められる場合は、当該決定を取り消すことがある。

第 8 助成金の変更

助成金申請者は、助成を受けようとする住宅について、下記に該当する場合は、すみやかに助成金変更申請書（様式第 3 号）をサポートセンターに提出しなければならない。

- (1) 助成申請案件の追加及び廃止
- (2) 助成金決定を受けた住宅が助成要件に合致しなくなったとき

2 サポートセンターは、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を助成金決定変更通知書（様式第 4 号）により、助成金申請者に通知するものとする。

第 9 実績報告書の提出

助成金請求者は、助成を受けようとする住宅の工事契約が完了したときは、令和 4 年 2 月 18 日までに、下記の資料を添付のうえ、サポートセンターへ実績報告書（様式第 5 号）を提出する。

添付資料
① 契約書(写)
② 施主との意書（写）（第 13 の関係、様式第 6 号）
③ 住宅の所在地を表示した位置図
④ 住宅の設計図書（平面図、断面図、立面図、仕様書等）
⑤ 県産木材使用量とりまとめ表（様式第 5 号別表）
⑥ 県産木材納材証明書（県木連証明）あるいは納材予定者等作成資料（後日、納材証明書提出）※ 1

⑦ 様式第 5 号別表の木材使用量の総量が確認できる書類（木拾い表等）
※ 1 「ひょうごの木の家」設計支援事業において、県産木材納材証明書を取得している場合はその写しを代用できるものとする。

第 1 0 助成金の支払い

サポートセンターは、提出された実績報告書を審査し、助成要件に合致すると認める場合は、助成金申請者から提出される請求書（様式第 7 号）により助成金を支払う。

第 1 1 遂行状況の確認及び報告

サポートセンターは、事業の期間中において、助成金請求者に対し、事業の遂行状況の報告を求めることができる。

第 1 2 竣工後の報告

助成金請求者は、助成を受けた住宅の建築工事が完了したときは、下記の資料を添付のうえ、速やかに県産木材使用実施状況報告書（様式第 8 号、様式第 8 号別表）により、サポートセンターへ県産木材の使用状況等について報告する。

添付資料

- ① 住宅の所在地を表示した位置図
 - ② 住宅の設計図書（平面図、断面図、立面図、仕様書等）※ 1 ※ 2
 - ③ 県産木材納材証明書（兵庫県木材業協同組合連合会による証明）※ 3
 - ④ 様式第 8 号別表県産木材使用状況報告（その 2）の木材使用量の総量が確認できる書類（出荷証明書等）
 - ⑤ 当該物件を利用して県産木材 PR イベント等を開催した場合は、その関連資料
- ※ 1 設計図書の図面上に、建築中写真及び竣工後の内観、外観写真の撮影位置を図示すること。
- ※ 2 写真撮影の際は、様式第 8 号別紙に記載の留意事項によること。
- ※ 3 「ひょうごの木の家」設計支援事業において、県産木材納材証明書を取得している場合はその写しを代用できるものとする。

第 1 3 助成金の還元

助成金申請者は、当該助成金相当を建築主に対して還元するものとする。

第 1 4 経理関係書類の保管等

助成金申請者は、当該助成金にかかる帳簿及び助成金の根拠となる証拠書類について、事業が完了した年度の終了後 5 年間、管理、保管しなければならない。

第15 併用の禁止

本助成金と県の他の住宅建築費に対する補助金との併用はできないものとする。

第16 その他

この要領に定めのない事項については、サポートセンターと別途協議して決めることとする。

附則

この助成要領は令和3年4月1日から施行する。